

あいちデジタルヘルスコンソーシアム規約

あいちデジタルヘルスコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）の運営等に必要な事項について、以下のとおり規約を定める。

（名称）

第1条 本コンソーシアムは、「あいちデジタルヘルスコンソーシアム」と称する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、デジタル技術を活用し、産学官の連携等により、健康寿命の延伸と生活の質（Quality of Life）の維持・向上に貢献する各種サービス・ソリューション（以下「サービス・ソリューション」という。）の創出・提供を推進することで、「誰もが安心して元気に暮らせるあいち」及び研究機関や企業が集積する「健康長寿産業都市あいち」の実現を目指すことを目的とする。

（活動内容）

第3条 本コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1） サービス・ソリューションの実証及び実装の推進に関する事業
- （2） 新たなサービス・ソリューションの創出に関する事業
- （3） 会員間の連携を促進するための事業
- （4） サービス・ソリューションや本コンソーシアムに関する情報収集・情報発信に関する事業
- （5） その他本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

（会員）

第4条 本コンソーシアムの目的及び活動に賛同する企業及び団体等を会員とする。

2. 会員の種別は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 一般会員
本コンソーシアムの活動の推進に参画する企業及び団体等
- （2） コミュニティ会員
本コンソーシアムの目的に賛同する企業及び団体等
- （3） 特別会員
本コンソーシアムがその目的を達成するために協力を求める関係府省庁、地方公共団体及び研究機関その他の団体

(組織)

第5条 本コンソーシアムの運営組織を次の各号に掲げるものとする。

(1) 総会

本コンソーシアムの会員全員で組織し、第3条に掲げる事業について情報交換及び議論を行う。

(2) 幹事会

本コンソーシアムの役員で組織し、本コンソーシアムの運営や第3条に掲げる事業の全体戦略についての検討を行う。

(3) 分科会

本コンソーシアムの会員で組織し、第3条に掲げる事業に関する個別テーマの検討を行う。

(事務局の設置)

第6条 本コンソーシアムの次に掲げる事務を処理するため、愛知県経済産業局革新事業創造部イノベーション企画課内に事務局を設置する。

(1) コミュニティ会員の入退会に関すること

(2) 総会の企画及び運営に関すること

(3) 本コンソーシアムの出納管理に関すること

(4) 本コンソーシアムの決算事務に関すること

(5) 事業に共通する契約締結に関すること

(6) その他本コンソーシアムの運営に必要なこと

2. 事務局は、原則として愛知県の職員をもって構成する。

3. 事務局は、事務局長、次長、次長補佐及び書記をもって構成し、会長が委嘱する。

4. 事務局長は、会長が任免する。

5. 事務局は、本コンソーシアムの活動に係る事務の一部を委託することができる。

(入会)

第7条 本コンソーシアムへの入会を希望する者は、別に定める入会届を事務局に提出する。

2. 一般会員及び特別会員については、入会にあたり、幹事会の承認を受けなければならない。また、一般会員及び特別会員の入会は、総会の報告事項とする。

3. 一般会員及び特別会員は、別に定める変更届を事務局に提出し、任意にコミュニティ会員になることができる。

4. コミュニティ会員については、事務局が入会を認める場合には、その旨を入会希望者に通知し、当該通知により入会が完了したものとする。

5. コミュニティ会員は、一般会員又は特別会員になることを希望する場合、別に定める変更届を事務局に提出する。提出後は、一般会員又は特別会員の入会届が提出された場合と同様の取り扱いとする。

(退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。この場合、事務局が退会届を受領したことをもって退会とする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、幹事会の協議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本コンソーシアムの目的にふさわしくない行為を行ったとき
- (2) 本コンソーシアムの活動を妨げるような行為を行ったとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(会費等)

第10条 本コンソーシアムの経費は、会費、委託料、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2. 会費は、一般会員にあっては有料とし、それ以外にあっては無料とする。
3. 前項の規定による本コンソーシアムの会費は、理由の如何を問わず、返金しないものとする。
4. 前々項の規定による本コンソーシアムの会費に関する事項は、必要に応じ、総会の決定によって定めるものとする。

(役員の種別及び定数)

第11条 本コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長
 - (2) 顧問
 - (3) 監事
 - (4) 幹事
2. 会長は、愛知県知事の職にある者、顧問は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの理事長の職にある者を以って充てる。
 3. 監事及び幹事は、一般会員の代表者の中から総会の決議により選出する。
 4. 役員の任期は、原則として就任後2回目の定時総会までとし、再任を妨げない。
 5. 監事及び幹事に異動等が生じた場合は、当該役員が所属する団体又は企業の後任者が前任者の地位を継承するものとし、その任期は前任者の残存期間とする。

(総会の設置)

第12条 総会は、会員をもって構成し、会長がこれを招集する。

2. 総会は、会長、顧問及び一般会員の過半数の出席をもって成立する。
3. 総会の議決は、会長、顧問及び一般会員の出席者のうち過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4. やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該会員は前項及び前々項における出席者とみなす。

(総会の機能)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 規約の改正
- (2) 毎事業年度の事業計画及び予算の承認
- (3) 毎事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 役員の選任又は解任
- (5) 解散
- (6) 幹事会において総会に付議するとした事項
- (7) その他第3条に掲げる事業に関する事項

(総会の開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2. 定時総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、必要がある場合に随時開催する。
3. 社会情勢等により総会の招集が困難な場合又は軽微な事案の場合など、会長が認めるときは、書面により総会を開催することができる。
4. 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長を務める。

(総会の議決)

第15条 第12条の規定にかかわらず、次の決議は、会長、顧問及び一般会員の出席者のうち3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 規約の改正
- (2) 解散
2. 前条第3項の規定により書面により総会を開催した場合は、書面をもって意思を表示したものは出席者とみなす。

(幹事会の設置)

第16条 幹事会は、監事を除く役員をもって構成し、会長がこれを招集する。ただし、監事は、必要に応じて幹事会への出席を求めることができる。

2. 幹事会は、監事を除く役員の過半数の出席をもって成立する。
3. 幹事会の議決は、監事を除く出席役員の過半数をもって決定する。
4. やむを得ない理由などにより幹事会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、当該役員は前項及び前々項における出席者とみなす。

5. 監事を除く役員は必要に応じて、幹事会に対して外部有識者等の出席を求めることができる。

(幹事会の機能)

第17条 幹事会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の入会及び除名
- (2) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項
- (3) 分科会及び分科会に関連する会議体の設置及び改廃
- (4) 分科会のリーダーの選任又は解任

2. 幹事会は、次の事項を協議する。

- (1) 規則その他規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 分科会の進捗管理に関する事項
- (4) 分野間連携の方策検討に関する事項
- (5) その他本コンソーシアムの全体総括に関する事項

(幹事会の開催)

第18条 幹事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を幹事会の日とする幹事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした役員が招集したとき

2. 幹事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合は、あらかじめ会長が指名する者が議長を務める。

(分科会)

第19条 分科会は、当該分科会の対象分野に関して必要な知識又は経験等を有する会員によって構成する。

2. 分科会のリーダーは、一般会員及び特別会員から幹事会の議決により選出する。
3. 分科会は、分科会のリーダーが招集し主宰する。
4. 分科会は、第3条の事業の執行に関して、当該分科会の対象分野における事業計画案を検討し、幹事会へ報告するものとする。
5. リーダーは必要に応じて、分科会に対して外部有識者等の出席を求めることができる。
6. 個別事業の協議をするため、幹事会の議決により、分科会の下に会議体を設置することができる。

（秘密保持）

第20条 本コンソーシアムの活動において知り得た機密情報については、本コンソーシアムへの参画期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前にすべての当事者の承諾を得た場合、自らのグループ会社、業務委託先及び法律上の守秘義務を負う弁護士等の外部専門家、又は公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合はこの限りではない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報に含まれないものとする。

- （1） 情報開示者から開示を受けた時点で既に公知となっていた情報
- （2） 情報開示者から開示を受けた時点で既に所有していた情報又はその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- （3） 情報開示者から開示を受けた後、開示を受けた情報によらず独自に取得した情報
- （4） 情報開示者から開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
- （5） 法令により開示を求められた情報

3. 本コンソーシアムは、第2条に規定する目的以外に会員の機密情報を使用してはならないものとする。

（個人情報）

第21条 事務局及び会員は、本コンソーシアムの活動の過程において個人情報の委託又は提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法第57号、その後の改正を含み、以下同じ）及びこれに関連する法令を遵守するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項記載の意味を有するものとする。

（知的財産権）

第22条 本コンソーシアムの活動の過程において新たに生じた知的財産権（産業財産権、産業財産権を受ける権利、著作権及びその他一切の知的財産権並びに外国における上記各権利に相当する権利）の帰属は以下のとおりとする。

- （1） 会員が単独で行った発明、考案及びプログラム等の創作並びに著作等（以下「発明等」という。）から生じる知的財産権は、当該発明等を行った当事者に帰属するものとする。
- （2） 会員が共同して行った発明等から生じる知的財産権は、当該発明等を共同して行った当事者間で協議の上決定するものとする。

2. 前項の規定は、本コンソーシアム入会前に会員によって保持されていた知的財産権及び本コンソーシアム入会中に本コンソーシアムとは関係なく会員によって保持される知的財産権（以下「既存の知的財産権」という。）について、他の会員に移転するものではなく、既存の知的財産権については、当該権利者に留保されるものとする。

(事業年度・会計年度)

第23条 本コンソーシアムの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第24条 この規約は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第25条 本コンソーシアムは、総会の決議により解散することができる。

(雑則)

第26条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、令和5年9月6日から施行する。
2. 削除
3. 本コンソーシアムの設立当初の会計年度は、第23条の規定にかかわらず、設立日から令和6年3月31日までとする。
4. 当分の間、第10条第2項中「、一般会員にあっては有料とし、それ以外にあっては無料」とあるのは、「、無料」と読み替えるものとする。
5. 当分の間、第11条の規定にかかわらず、監事を置かないものとする。

附 則 (令和6年6月5日改正)

1. この規約は、令和6年6月5日から施行する。